

改正

平成28年6月21日規則第9号

九度山町高野参詣道周辺景観保護条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、九度山町高野参詣道周辺景観保護条例（平成14年九度山町条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(文化的景観保護地区の指定にかかる公告)

第2条 条例第3条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 文化的景観保護地区に指定しようとする土地の区域

(2) 文化的景観保護地区の指定の案の縦覧場所

(許可を必要とする規模又は内容)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める規模については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建築物を新築し、改築し又は増築することにあつては、建築物の水平投影面積が30平方メートルを超え、又は高さが3メートルを超えるもの（改築し又は増築することにあつては、改築又は増築後の水平投影面積）

(2) 建築物でない工作物を新築し、改築し又は増築することにあつては、当該工作物の高さが1.5メートルを超え、又は地上に露出する部分の長さが5メートルを超えるもの（改築し又は増築することにあつては、改築又は増築後の高さ又は長さ）

(3) 建築物その他の工作物の色彩を変更することにあつては、建築物その他の工作物の色彩を変更する部分の面積が5平方メートルを超えるもの

(4) 立木竹を伐採することにあつては、伐採する面積が100平方メートルを超えるもの

(5) 土石を採取し、又は鉱物を掘採することにあつては、採取する土石又は掘採する鉱物の体積が1立方メートルを超えるもの

(6) 土地の形状を変更することにあつては、土地の形状を変更する面積が100平方メートルを超え、又は1.5メートルを超える高さののりを生ずることとなるもの

(7) 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物に表示することにあつては、掲出し、若しくは設置し又は工作物に表示する面積が1平方メートルを超えるもの

(8) 水面を埋め立て、又は干拓することにあつては、埋め立て又は干拓後の面積が100平方メートルを超えるもの

(文化的景観保護地区における行為の許可申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとするときは、文化的景観保護地区内行為（変更）許可申請書（別記第1号様式）を町長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請には、別表に掲げる図書を添付するものとする。

3 町長は、同条第1項の行為（変更）許可申請書及び同条第2項の図書の提出があつた場合、内容を審査し適当と認めたときは、文化的景観保護地区内行為（変更）許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 条例第4条第1項に規定する許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに、文化的景観保護地区内行為完了・中止届出書（別記第3号様式）により、町長に届け出るものとする。

5 条例第4条第3項に規定する行為に着手している者は、文化的景観保護地区内既着手行為届出書（別記第4号様式）により、町長に届け出るものとする。

6 町長は、前項の通知書を受理したときは、必要に応じて検査を行うことができる。

(許可に関する基準)

第5条 条例第4条第2項に規定する規則で定める基準については、次の各号に掲げるものとする。ただし、学術上、公益上、機能上の観点からやむを得ないと認められるものを除く。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し又は増築することにあつては、その高さが13メートル（改築又は増築前の建築物その他の工作物の高さが13メートルを超えるときはその高さ）を超えず、かつ水平投影面積が、1,000平方メートル（その水平投影面積が、1,000平方メートルを超える既存の建築物その他の工作物の改築又は増築にあつては、既存の建築物その他の工作物の水平投影面積）を超えないものであり、かつ、建築物その他の工作物の形態及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
- (2) 建築物その他の工作物の色彩を変更することにあつては、変更後の色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
- (3) 立木竹を伐採することにあつては、必要最小限の伐採であること。
- (4) 土石を採取し、又は鉱物を掘採することにあつては、土石を採取し、又は鉱物を掘採した後の状況が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
- (5) 土地の形状を変更することにあつては、変更後の土地の形状が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
- (6) 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することにあつては、掲出し、若しくは設置し又は工作物に表示するものの形状及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
- (7) 水面を埋め立て、又は干拓することにあつては、水面を埋め立て、又は干拓した後の状況が周辺の景観と著しく不調和を来さないよう配慮されたものであること。

（通常の管理行為等）

第6条 条例第7条第8号に規定する規則で定める通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し又は増築すること。
- (3) 棚、囲い、肥料だめ、水槽、散水塔、水車、風車（観光用又は発電用のものを除く。）等を新築し、改築し又は増築すること。
- (4) 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (5) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (6) 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (7) 条例第4条第1項の許可を受けた行為を行うために必要な工事用の仮設工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- (8) 冠婚葬祭、祭礼、講演会、展示会、音楽会等のため、広告物等を一時的に設置すること。
- (9) 法令の規定又は保安の目的のため広告物等を設置すること。
- (10) 森林の育成又は野生鳥獣の保護増殖の目的による広告物等を設置すること。
- (11) 指導標、案内板その他の当該保護地区の自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該保護地区と密接な関係を持つ歴史上の事件、若しくは文学作品等について当該保護地区とのかかわりを紹介するために行われる広告物等を設置すること。
- (12) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物等の壁面に掲出し、又は建築物等に表示すること。
- (13) 宅地内の土石を採取すること。
- (14) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
- (15) 農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良を行うこと。
- (16) 宅地内の立木竹を伐採すること。
- (17) 枯損した立木竹又は危険な立木竹を伐採すること。
- (18) 森林の保育又は電線路のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- (19) 農業用に栽培した立木竹を伐採すること。
- (20) 牧野改良のためいばら、かん木等を除去すること。

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月21日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前の九度山町高野山町石周辺景観保護施行規則第4条の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた申請、届出その他の行為とみなす。

別表（第4条関係）

文化的景観保護地区内行為（変更）許可申請に伴う添付図書

行為の内容	図書			
	分類	縮尺	部数	備考
各行為共通図書	事業計画（理由）書	2,500分の1以上	1	
	付近見取図	200分の1以上	1	
	平面図		1	
	面積計算書及び求積図		1	
	行為現場写真		1	
	工事仕様書		1	
	その他町長が求める図書		1	
建築物等の新築、増築、色彩の変更	立面図（2面以上）	200分の1以上	1	・着色及び各部の仕上げ方法を記載すること
	外部平面図（※1）	200分の1以上	1	・着色及び各部の仕上げ方法を記載すること
	・色彩の変更については、現在の色彩と変更後の色彩を判断できるように記載すること			
広告物の設置、形態・色彩の変更	各面の立面図	200分の1以上	1	・着色及び各部の仕上げ方法を記載すること
	・形態・色彩の変更については、現在の形態・色彩と変更後の形態・色彩を判断できるように記載すること			
土地の形状変更	断面図	500分の1以上	1	・現在の土地の形状と変更後の土地の形状を判断できるように記載すること
土石の採取・鉱物の掘採	断面図	500分の1以上	1	・現在の土地の形状と採取・掘採後の土地の形状を判断できるように記載すること
水面の埋立	断面図	500分の1以上	1	・現在の土地の形状と埋立後の土地の形状を判断できるように記載すること
立木竹の伐採	木竹の配置図	500分の1以上	1	・伐採する樹木の判断ができるように色分けし、併せて樹木名を記載すること
	伐採後の植林等の計画書		1	
	・添付図書については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をもって代用することができる。			

備考：（※1）この表において、「外部平面図」とは、門、へい、垣、さく、よう壁、植栽、玄関回り、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。